

さいたま市緑区役所自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 件名 さいたま市緑区役所自家用電気工作物保安管理業務

2 履行場所 さいたま市緑区大字中尾975番地1

3 履行期間 令和8年4月 1日から

令和9年3月31日まで

4 施設概要

(1) 施設等名称

さいたま市緑区役所

(2) 総敷地面積

9,907.31m²

(3) 庁舎概要

鉄骨造、地上4階

延床面積 4,988.0m² (屋外倉庫及び駐輪場を含む。)

5 電気工作物の概要

委託者（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する電気工作物の概要は、次のとおりとする。

(1) 設備容量 600 キロボルトアンペア

(2) 受電電圧 6600 ボルト

(3) 発電装置 (非常用)

発電機定格容量 190 キロボルトアンペア

発電機定格電圧 200 ボルト

原動機の種類 ディーゼル

(4) 業種 区役所（業務用）

6 業務内容

(1) 乙が定例的に実施する保安管理業務は、次のとおりとする。

ア. 前5に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別表「点検、測定及び試験の基準等」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲若しくは東京電力株式会社より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を指導し、再発防止のため

の措置を指導、助言するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく、電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行う。

ウ. 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行う。

(2) 前(1)以外に乙がその都度実施する保安管理業務は、次のとおりとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前5に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別表「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行う。

(3) 前(1)及び(2)の乙に委託する保安管理業務のうち、次のア～ウのいずれかに該当する自家用電気工作物の保安及び前(2)の乙に委託する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安については、これら電気工作物について、甲は必要な点検、測定及び試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行なうものとする。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行う。

ア. 取り扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

イ. 点検時現場に設置されていない移動用機器等

ウ. 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

(4) 前(1)及び(2)の乙に委託する保安管理業務のうち、次のア、イのいずれかに該当する自家用電気工作物の保安について、甲は自主的に行なうものとする。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が認めた場合には、乙は指導、助言又は協議を行う。

ア. 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

イ. 日常的な確認が必要な使用機器及びそれに付随する配線器具等

(5) 絶縁監視装置の設置について

委託者受託者協議の上、受託者が所有する絶縁監視装置を設置する場合は、委託者の事業場内に設置すること。

ア. 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、受託者が負担する。

イ. 絶縁監視装置の保守は受託者が行うものとし、その費用は、受託者が負担する。

ウ. 委託者は、受託者の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わない。

エ. 委託者が絶縁監視装置を毀損又は紛失した場合、受託者は装置費用を請求できるものとする。

オ. 絶縁監視装置の警報を委託者の加入電話回線を利用して受託者の事業所に通報する場合の電話料は、委託者が負担する。

(6) 絶縁監視装置の撤去について

受託者は次の場合に絶縁監視装置を撤去すること

ア. 委託契約に基づき絶縁監視装置の契約を更改する場合

イ. 委託契約を失効又は解除した場合

- ウ. 委託者の自家用電気工作物が絶縁監視装置による監視が困難となった場合
- エ. 別表1-3に定める「経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなつた場合
- オ. 絶縁監視装置の撤去作業に要する費用は、受託者が負担すること

7 双方の協力及び義務

甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとし、乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。

8 相互の通知

- (1) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、その具体的な内容を直ちに乙に通知するものとする。
 - ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合
 - イ. 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - ウ. 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - エ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画、施工及び工事が完成した場合
 - オ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - カ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - キ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - ク. 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - ケ. 電気の保安に関する組織を変更する場合
 - コ. 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - サ. 相続等により契約に基づく権利義務の承認があった場合
 - シ. 電力受給契約を変更する場合
 - ス. その他必要な場合
- (2) 乙は、次に掲げる事項を甲に通知するものとする。
 - ア. 乙の執務時間内における乙への連絡方法
 - イ. 乙の執務時間外における乙への連絡方法
 - ウ. その他必要な事項

9 連絡責任者等

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行うものを定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (2) 甲は、前9(2)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を通知するものとする。
- (3) 甲は、前9に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

(4) 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

10 実施日程等

(1) 乙は、6 業務内容 (1) アに定める業務を原則として、平日の乙の執務時間に実施するものとし、あらかじめ甲に対して実施予定日を次のとおり通知するものとする。

ア. 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）

実施予定日の前日まで

イ. 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）

実施予定日の2週間前まで

(2) 甲は、前 (1) の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむをえない理由により、日程の変更を必要とする場合には、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとする。

(3) 年次点検等の実施において、東京電力エナジーパートナー株式会社の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、東京電力エナジーパートナー株式会社に対する手続きは、乙が行うことができるものとする。

11 事業場内の立入等

乙は、保安管理業務等を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立入ることができるものとする。この場合において、甲の服務規律を尊重するものとする。

12 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

13 検査員の資格等

(1) 乙は、保安管理等を実施する者（以下「検査員」という。）には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとする。

(2) 検査員は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務等の実施を補佐させるものとする。

14 業務委託料の加算等

(1) 6 業務内容 (1) アに定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の業務委託料は、別に乙の定める規定によりその都度算出する。

(2) 前 (1) 以外の業務委託料は、別に乙の定める規定によりその都度算定する。

(3) 前 (1) 及び (2) の業務委託料には、消費税法及び地方消費税法に定める税率で算出した消費税額を別途加算するものとする。

(4) 契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて業務委託料の精算をするものとする。

15 業務委託料の支払い

- (1) 前 14 (1) 及び (2) の業務委託料は、当該業務完了後乙が適法な請求書を提出し、甲が受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- (2) 甲の乙に対する支払いは、原則として、乙の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。
- (3) 前 (1) 及び (2) の業務委託料の支払方法について、当該業務を時間又は回数で分割するが可能な業務の場合において、業務上必要なときは、甲乙協議して、別紙「支払内訳書」によりこれを定めることができる。

16 損害賠償の免責

乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について、甲が都合により実施しなかつたことにより損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 8 相互の通知 (1) に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他、自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

17 記録の保存

乙が実施した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において 3 年間保存するものとする。

18 備品等の整備

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安に必要な書類、図面、備品、消耗品等を整備するものとする。

19 機密の保持

乙は、業務上知り得た甲の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

20 契約の変更等

- (1) 甲が次のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内でもこの契約を更改することができるものとする。
 - ア. 設備容量が変更された場合
 - イ. 受電電圧が変更された場合
 - ウ. 発電装置の発電機定格容量又は定格電圧が変更された場合
- (2) 甲が保安規定を変更する場合又は乙が保安業務受託規定、業務委託料細則等を変更する場合は、契約期間内であっても、甲乙協議の上、この契約を更改することができるものとする。

21 契約の消滅

この契約は次のいずれかに該当する場合には、消滅するものとする。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

22 契約の解除等

- (1) 甲又は乙のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって保安管理業務の実施ができないと認める場合は、他の一方はこの契約を解除することができるものとする。
- (2) 甲が業務委託料の支払いを遅滞した場合は、乙は、この契約を解除できるものとする。
- (3) 前（1）、（2）及び本契約の有効期間内に、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前迄にその旨文書により通知するものとする。
- (4) 5 電気工作物の概要に掲げる自家用電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

ア. 廃止された場合

- イ. 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合
- ウ. 一般用電気工作物となった場合
- エ. 受電電圧が700ボルトを超えた場合

23 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲と乙とが協議の上、速やかに改修するものとする。
- (2) 前（1）の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないこともできる。
- (4) 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができる。

24 その他

- (1) この仕様に定められていない事項及び仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、甲の保安規定を尊重し、その都度甲と乙とで協議し、決定することとする。
- (2) 受託者は環境に配慮した業務を行うものとする。また、甲から環境配慮における指示があった場合、これに応じるものとする。

別表

点検、測定及び試験の基準等
(絶縁監視装置設置)

1-1 月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物	点 檢 方 法	月次点検	年次点検	
			A	B
責任分界となる 区分開閉器 引込線等 〔架空電線、支持物 〔ケーブル〕	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○※1	○
	区分開閉器動作試験		○※1	○
	保護継電器動作試験		○※1	○
	保護継電器動作特性試験			○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○※1	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	動作試験		○	○
受電設備 〔第二受電設備以降を含む〕	内部点検			○
	絶縁油の点検・試験			○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	内部点検			○
	絶縁油の点検・試験			○
電力ヒューズ	漏えい電流測定	○	○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
計器用変成器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
変圧器	絶縁抵抗測定		○	○
	内部点検			○
	絶縁油の点検・試験			○
	漏えい電流測定	○	○	○
	外観点検	○	○	○
電力用コンデンサ	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
避雷器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
母線	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	外観点検	○	○	○
配電盤	絶縁抵抗測定		○	○
	保護継電器動作試験		○	○
	保護継電器動作特性試験			○
	制御回路試験		○	○
	電圧・負荷電流測定	○	○	○
受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○
	接地抵抗測定		○※2	○

電 気 工 作 物		点 檢 方 法	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電線路 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗試験		○	○
	断路器、遮断機、開閉器 変圧器、計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
非常用予備発電装置	原動機付属装置	外観点検	○	○	○
		始動点検	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	原動機	外観点検		○	○
		始動点検		○	○
	発電機 励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
太陽光発電設備	太陽電池モジュール	絶縁抵抗測定		○	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置 電気溶接機 照明装置 配線、配線器具 その他の機器 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○※2	○
		漏洩電流測定	○	○	○

(注)

- (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう
- (2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがある。
- (3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる。
- (4) 「漏洩電流測定」は高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。
- (5) 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることができる。

1-2 臨時点検

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- ア 高圧器材が破損し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
- イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が、遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となつた電気工作物
- ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行なう。

2 点検、測定及び試験の周期

点検の種別		周 期
月 次 点 檢		毎 月 1 回 ただし、絶縁監視装置を設置する場合は隔月 1 回とする。
年次点検	A	每 年 1 回
	B	3 年 1 回
臨 時 点 檢		必 要 の 都 度

(注) (1) 年次点検A及びBには、月次点検が含まれる。

(2) 年次点検Bには年次点検Aが含まれる。

(3) 点検Bは令和10年度に実施。

3 工事中の点検の周期

委託仕様第3条第2項第3号に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準に基づき適正に行なわれるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行なうものとする。

4 受電設備の清掃業務

受託者が実施する清掃業務の内容は、次のとおりとし、特別なものを除き、業務に必要なものは受託者が用意するものとする。

- (1) 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握する。
- (2) 受電室・キュービクル内のほこり、砂、泥等を除去し清潔に保つ。
- (3) 母線、遮断器、碍子、端子盤、変圧器、油入開閉器等のほこりや汚れの除去し、清潔に保つ。
- (4) 受・配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で清掃し、清潔に保つ。

- (5) 高圧側の絶縁抵抗測定を実施する。
- (6) 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検の見直しをする。
- (7) 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認する。









